第明治三十五種郵便物認可

**平成２９年（フ）第６９７５号**
東京都世田谷区船橋６丁目26－３－601
債務者　増尾　洋平
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第７０２３号**
埼玉県川口市西川口３－33－33－102、住民票上の住所埼玉県熊谷市大原１丁目17－７
債務者　西田　尚平
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第７０２４号**
東京都品川区西五反田３丁目13－19－603
債務者　前田　佳奈
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第７０２５号**
東京都墨田区立花３－13－４－402、住民票上の住所東京都墨田区錦糸２丁目３－10
債務者　佐藤　詩帆
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第７０２７号**
東京都北区中十条３丁目４－８－305
債務者　安武　郁美
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第８７９号**
東京都八王子市石川町2960番地７北八マンション303号
債務者　鈴木　弘信
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第２４号**
大分県国東市国見町千燈1187番地１、住民票上の住所大分県国東市国見町千燈749番地
債務者　佐藤　美幸
1　決定年月日時　平成29年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午後２時
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第８１７号**
東京都東久留米市小山３丁目２番28号ベル・コリーヌＤ－１
債務者　笠井　　亨
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１５５号**
静岡市清水区柏尾224番地の２
債務者　森尾　亜弓
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第４０３号**
静岡県島田市稲荷４丁目11番26号
債務者　鈴木　友幸
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第８９４号**
東京都府中市晴見町１丁目27番地の17鍋屋ハイツ101
債務者　坂元　紀歳
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第２０７５号**
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ５号棟404号室
債務者　宮代　　藍
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第９６０号**
東京都町田市中町４丁目９番21号青山ハイツ101
債務者　池田　元弘
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第９７６号**
東京都小金井市東町４丁目33番19－401号エスト東小金井
債務者　鈴木　憲一
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第４５２号**
静岡県藤枝市時ケ谷399番地の23
債務者　池田　肯史
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部